

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸高田市吉田町常友字宮之沖六〇五番一、六〇五番二の一部、六〇六番一の一部、六〇六番二、六〇七番一の一部、六〇七番二、六〇八番、六〇九番一の一部、六〇九番二の一部、六一〇番一、六一〇番二の一部、六一〇番三の一部、六一〇番六の一部、六一一番一、六一五番一の一部、六一八番二の一部、六一九番一の一部、六一九番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義